

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月13日
【四半期会計期間】	第15期第2四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	日本社宅サービス株式会社
【英訳名】	Japan Corporate Housing Service Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 笹 晃弘
【本店の所在の場所】	東京都新宿区笹笥町35番地
【電話番号】	03-5229-8700（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 竹村 清紀
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区笹笥町35番地
【電話番号】	03-5229-8700（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 竹村 清紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第2四半期連結 累計期間	第15期 第2四半期連結 累計期間	第14期
会計期間	自平成23年7月1日 至平成23年12月31日	自平成24年7月1日 至平成24年12月31日	自平成23年7月1日 至平成24年6月30日
売上高(千円)	2,991,770	3,006,212	6,145,492
経常利益(千円)	327,197	203,823	535,614
四半期(当期)純利益(千円)	163,010	105,619	307,834
四半期包括利益又は包括利益(千円)	151,729	140,347	320,107
純資産額(千円)	1,730,701	1,776,707	1,935,026
総資産額(千円)	3,744,498	4,060,033	4,328,363
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	33.98	26.36	66.58
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	24.75	66.46
自己資本比率(%)	46.2	42.5	43.9
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	285,385	52,545	604,476
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	56,917	73,742	128,984
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	72,794	24,716	127,403
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(千円)	1,570,996	1,717,497	1,763,411

回次	第14期 第2四半期連結 会計期間	第15期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	21.71	14.95

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、平成24年5月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

4. 第14期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の子会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、欧州債務危機問題及び中国リスク問題など、先行きが不透明な状況のなか、生産活動の回復や復興需要を背景に穏やかな回復傾向にありました。また、平成24年12月の政権交代を契機に円安・株高が進行し、景気回復への期待が高まっている状況にあります。

当社グループの主要マーケットである社宅管理事務代行事業においては、先送り傾向にあったアウトソーシングの新規導入や社宅制度の再導入、住宅制度見直しコンサルティングの引き合いがここに来て徐々に高まってきており、社宅アウトソーシング市場の再活性化が確認できるようになってまいりました。

このような状況のもと、社宅管理事務代行事業では、アウトソーシングの導入価値と継続価値を明確にする戦略を基本に据えて、オペレーションサービスの強みとなるサービス提供体制の強化・整備に取り組むとともに、顧客満足度の向上に努めてまいりました。またこれまでのコスト削減代行サービス「マークスさん」に加え、「得々サービス（初期費用削減サービス）」を展開するなど、市場における差別化を実現し、カスタマーバリューの拡大に繋げてまいりました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上面では、既存受託企業との継続取引の維持・拡大に努めてきたことから、社宅管理件数のリピート率は引き続き高水準にありましたが、前期からの解約案件等の影響から、期首計画に対しては予定通りに推移したものの、売上高は14億23百万円（前年同期比0.7%減）となりました。利益面では、将来成長のための投資として、第2オペレーションセンターの新設増床やサービス継続体制の強化（BCP）を実行した結果、営業利益は1億円76百万円（同40.8%減）となりました。期首計画に対しては、投資等の一部先送りにより、上振れして推移いたしました。

当社グループのもう一つの柱である施設総合管理事業においては、マンションなどの管理費用の圧縮要請や多種多様な顧客ニーズへの対応を図りながらも、競合他社との価格競争力を高める努力を続けるなか、既存の受託業務の仕様見直し及びサービスの向上に努め、顧客ニーズに応える取り組みを鋭意重ねてまいりました。また、新規リブレース（委託切替え）受注の拡大に向けた営業活動については、開拓を加速するための取り組みをより一層強化しております。

このような状況のもと、施設総合管理事業の管理物件につきましては、サービスの品質維持・向上と顧客満足度アップによる解約防止が奏功し、管理収入は比較的堅調に推移いたしました。一方、風災被害等による計画外の工事が発生したことなどから、修繕工事の需要が増加いたしました。

その結果、売上高15億82百万円（前年同期比1.5%増）、営業利益は27百万円（同6.1%減）となりました。

利益面では、期首計画を上回ったものの、サービスの充実と販売促進活動の強化を目的とした投資費用を拡大したことで、前年同期をやや下回りました。なお、販売費及び一般管理費にのれん償却54百万円を計上しております。

以上の結果、連結売上高は30億6百万円（前年同期比0.5%増）、営業利益は2億4百万円（同37.7%減）、経常利益は2億3百万円（同37.7%減）、当期純利益は1億5百万円（同35.2%減）となりました。

当第2四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと次の通りであります。

セグメントの名称	前第2四半期 (自平成23年7月1日 至平成23年12月31日)	当第2四半期 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)			前連結会計年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
		金額	増減額	増減率(%)	
社宅管理事務代行 事業(千円)	1,433,233	1,423,679	9,553	0.7	2,922,106
施設総合管理事業 (千円)	1,558,537	1,582,532	23,995	1.5	3,223,385
売上高 合計 (千円)	2,991,770	3,006,212	14,442	0.5	6,145,492
セグメント利益 合 計(千円)	327,147	204,051	123,096	37.6	533,220

(2) 資産、負債及び純資産の状況

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ2億68百万円減少し、40億60百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ2億65百万円減少し、32億13百万円となりました。これは主に営業立替金の減少1億70百万円によるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ2百万円減少し、8億46百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べ1億10百万円減少し、22億83百万円となりました。流動負債は、前連結会計年度末に比べ1億20百万円減少し、21億22百万円となりました。これは主に営業預り金の減少1億7百万円によるものであります。

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ1億58百万円減少し、17億76百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末より45百万円減少し、17億17百万円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において営業活動により増加した資金は、52百万円(前年同期は2億85百万円の資金の増加)となりました。これは主として仕入債務の減少1億31百万円、法人税等の支払額1億40百万円、営業預り金の減少1億7百万円及び前受金の減少86百万円、並びに税金等調整前当期純利益2億14百万円、営業立替金の減少1億70百万円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において投資活動の結果、減少した資金は73百万円(前年同期は56百万円の資金の減少)となりました。これは主として固定資産の取得による支出86百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において財務活動の結果、減少した資金は24百万円(前年同期は72百万円の資金の減少)となりました。これは、短期借入金による増加額3億2百万円、自己株式の取得による支出2億51百万円、配当金の支払額75百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次の通りであります。

会社の支配に関する基本方針

基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、ビジネスプロセスアウトソーシング企業として、成長を継続し企業価値ひいては株主共同の利益を安定的に確保し、向上させていくことが必要であると考えております。

当社は、株式の大量買付行為（いわゆる敵対的買収）であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

当社の株主の在り方について、当社は、公開会社として株主の皆様が所有する当社株式は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には当社株主の皆様の意思に委ねられるべきものであると考えております。

しかし、近年我が国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、また株主及び投資家の皆様に十分な情報開示が行われることなく、一方的に株式等の大量買付が行われる事例が少なからず見受けられます。これら株式の買付行為の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様に株式売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらし得るものも想定されます。

当社において、そのような事態に至った場合、その結果として当社の企業価値及び株主共同の利益が損なわれる可能性も否定できません。このような大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考え、当社は買収防衛策を導入し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するものであります。

企業価値への取り組み

当社は平成10年の設立以来、企業の人事福利厚生分野の多様なニーズに応えるため、各種住宅の事務運営管理代行サービス及び福利厚生全般に関するコンサルティング業務を行ってまいりました。加えて、日本全国の優良不動産会社とのフランチャイズ契約による独自のネットワーク「日本社宅ネット」を主宰し、顧客企業の従業員の転勤や転居をフルサポートしてまいりました。そして、平成18年4月よりダイワード株式会社を当社グループに加えることで、アウトソーシングサービスの提供範囲をマンション等の施設総合管理まで拡大させ、新しい高付加価値サービスへの事業展開を推進してまいりました。

今後は、当社グループとして継続的な成長性とストックビジネスのより強固な収益基盤を擁する企業体を目指し、企業価値を高めることで株主の皆様へのご期待に応えていく所存であります。

また、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当を柱に連結業績の向上に応じた利益還元を実施してまいります。

コーポレート・ガバナンス強化による企業価値の最大化

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。まず、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視しております。また、変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に努めてまいります。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼を得て、事業活動を展開していく方針であります。

今後も会社の成長に応じてコーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標としてまいります。

基本方針に則り、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年9月28日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）として、買収防衛策を継続いたしております。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付又は公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。当社の独立委員会は、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）等の助言を得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様への情報開示と取締役会が提案した代替案の開示・検証、必要に応じて買付者との交渉等を行います。

買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると独立委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（新株予約権の無償割当て等の実施）を取締役に勧告いたします。なお、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は取締役会の意見等を慎重に検討し、対抗措置の発動の是非について、外部専門家等の助言を受けるとともに、当社社外監査役を含む監査役全員の賛同を得るものといたします。また、独立委員会が対抗策の発動について相当でない判断した場合は、取締役会に対して不発動の勧告をいたします。

買付行為の提案があった事実及び提供された必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合、当社取締役会が適切と判断する時点でその全部又は一部を開示いたします。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置をとり、買付行為に対抗することがあります。

前記の取組みについての当社取締役会の判断

当社取締役会は、前記 に記載したコーポレート・ガバナンス強化による企業価値の最大化は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記基本方針に沿うものであると考えております。

また、以下の理由により、前記 に記載した本プランが同方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- ）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- ）合理的な客観的発動要件があること
- ）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
- ）株主意思を重視していること
- ）デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと
- ）随伴性のない買収防衛策ではないこと

（５）研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、前連結会計年度末に計画中であった主要な設備の新設について、完了したものは、次の通りであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資総額 (千円)	資金調達方法	完了年月	完成後の 増加能力
提出会社	第2オペレーションセンター (北海道札幌市中央区)	社宅管理事務代行業	ハードウェア及びソフトウェア	39,096	自己資金	平成24年 8月	サービス継続体制の強化

(注)上記金額には、消費税等を含んでおりません。

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設等について、当第2四半期連結累計期間に重要な変更があったものは、次の通りであります。

提出会社の第2オペレーションセンターにおける内装設備については、完成予定時期を平成24年8月より平成25年1月に変更しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,800,000
計	22,800,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	6,031,000	6,032,400	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数100株
計	6,031,000	6,032,400	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第8回新株予約権

決議年月日	平成24年9月27日
新株予約権の数(個)	1,519
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	151,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 298
新株予約権の行使期間	自 平成24年10月26日 至 平成26年10月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 337 資本組入額 169
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権は、当該株価が行使価額の1.2倍以上にならなければ行使できない。</p> <p>本新株予約権者は、当社の執行役員または従業員の地位(以下、「権利行使資格」という。)にあることを要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。</p> <p>本新株予約権は、当社の株価のここ数年の安値の近似値でもある220円を下回った場合、本新株予約権者の新株予約権は消滅し、会社が当該新株予約権を引き取ることとする。なお、当社が、当社普通株式の分割または併合を行った場合、220円について分割・併合の比率により調整し、1円未満の端数を切り上げた金額とする。</p>

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>本新株予約権者は、以下の各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。</p> <p>(ア) 本新株予約権者が、就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合</p> <p>(イ) 本新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合</p> <p>(ウ) 本新株予約権者が、当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合</p> <p>その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>-</p>
<p>組織編制行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。</p>

組織編制行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	新株予約権の行使の条件 上記の定める行使条件に準じて決定する。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。 (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
-------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 発行日以降、株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当りの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{新株発行前または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、本新株予約権を発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、1株当りの行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

第9回新株予約権

決議年月日	平成24年9月27日
新株予約権の数(個)	210
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1
新株予約権の行使期間	自平成24年10月26日 至平成26年10月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 308 資本組入額 154
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権者は、権利行使の時点において当社の取締役の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から2年が経過する日(ただし、権利行使期間内)までに限り、行使することができる。</p> <p>本新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。ただし、一部を行使する場合は割当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。</p> <p>その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「第9回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織編制行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p>

<p>組織編制行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。 (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。 新株予約権の取得の条件 (ア) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が株式分割となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。 (イ) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p>
--------------------------------	--

(注) 1 . 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨

てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 発行日以降、株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当りの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{新株発行前または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、本新株予約権を発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、1株当りの行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

第10回新株予約権

決議年月日	平成24年9月27日
新株予約権の数(個)	392
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1
新株予約権の行使期間	自平成24年10月26日 至平成54年10月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 148 資本組入額 74
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権者は、当社取締役並びに監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。</p> <p>新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。</p> <p>その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「第10回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織編制行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p>

<p>組織編制行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。 (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p> <p>新株予約権の取得の条件 (ア) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が株式分割となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。 (イ) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p>
--------------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の発行の日（以下、「発行日」という）後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 発行日以降、株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当りの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、本新株予約権を発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、1株当りの行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日 (注)1	44,000	6,031,000	6,864	610,426	6,864	357,675

(注)1. 新株予約権行使による増加であります。

2. 平成25年1月8日付において、第9回新株予約権1,400株の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ215千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成24年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
笹 晃弘	東京都中央区	620,000	10.28
株式会社ベネフィット・ワン	東京都渋谷区渋谷3丁目12番18号	389,000	6.45
日本社宅サービス従業員持株会	東京都新宿区笹笥町3-5	205,100	3.40
正木 秀和	東京都新宿区	191,000	3.16
池田 昌広	埼玉県川口市	130,100	2.15
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	90,000	1.49
石上 明子	東京都杉並区	79,200	1.31
ザバンクオブニューヨークノ ントリーテイ ージャスデックアカウント (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済 事業部	72,000	1.19
小川 秀男	東京都町田市	62,000	1.02
計	-	1,838,400	30.48

(注) 上記のほか、自己株式が2,230,156株(保有割合36.98%)ありますが、議決権の行使が制限されるため、上記大株主から除いております。

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,230,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,800,200	38,002	-
単元未満株式	普通株式 700	-	-
発行済株式総数	6,031,000	-	-
総株主の議決権	-	38,002	-

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本社宅サービス株式会社	東京都新宿区笹塚3丁目35	2,230,100	-	2,230,100	36.98
計	-	2,230,100	-	2,230,100	36.98

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年7月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,787,664	1,741,750
売掛金	262,636	178,616
営業立替金	1,126,073	955,561
商品	1,422	1,374
仕掛品	3,550	12,827
原材料及び貯蔵品	2,966	2,934
その他	298,476	322,983
貸倒引当金	2,981	2,132
流動資産合計	3,479,808	3,213,915
固定資産		
有形固定資産	111,525	126,378
無形固定資産		
のれん	90,038	35,044
その他	205,327	232,456
無形固定資産合計	295,365	267,501
投資その他の資産	441,665	452,238
固定資産合計	848,555	846,117
資産合計	4,328,363	4,060,033
負債の部		
流動負債		
買掛金	298,654	167,291
短期借入金	577,000	879,000
未払法人税等	147,411	94,350
営業預り金	493,365	385,445
賞与引当金	27,480	27,167
役員賞与引当金	23,309	12,789
その他	675,544	556,395
流動負債合計	2,242,765	2,122,440
固定負債		
退職給付引当金	150,572	160,886
固定負債合計	150,572	160,886
負債合計	2,393,337	2,283,326
純資産の部		
株主資本		
資本金	603,250	610,426
資本剰余金	350,499	357,675
利益剰余金	1,517,837	1,547,806
自己株式	537,527	789,189
株主資本合計	1,934,060	1,726,719
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	35,006	278
その他の包括利益累計額合計	35,006	278
新株予約権	35,972	50,266
純資産合計	1,935,026	1,776,707
負債純資産合計	4,328,363	4,060,033

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】
 【 四半期連結損益計算書 】
 【 第 2 四半期連結累計期間 】

(単位 : 千円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 7月 1日 至 平成23年12月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 7月 1日 至 平成24年12月31日)
売上高	2,991,770	3,006,212
売上原価	2,297,842	2,384,413
売上総利益	693,927	621,799
販売費及び一般管理費	365,731	417,361
営業利益	328,195	204,437
営業外収益		
受取利息	136	115
受取配当金	242	520
受取手数料	505	526
その他	717	492
営業外収益合計	1,602	1,655
営業外費用		
投資事業組合運用損	1,504	143
支払補償費	508	1,856
その他	588	270
営業外費用合計	2,601	2,269
経常利益	327,197	203,823
特別利益		
固定資産売却益	-	1,789
投資有価証券売却益	-	7,487
その他	-	1,667
特別利益合計	-	10,944
特別損失		
固定資産除却損	25	136
投資有価証券売却損	-	78
投資有価証券評価損	2,190	-
災害による損失	5,000	-
特別損失合計	7,216	214
税金等調整前四半期純利益	319,981	214,553
法人税等	156,970	108,933
少数株主損益調整前四半期純利益	163,010	105,619
四半期純利益	163,010	105,619

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	163,010	105,619
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	11,281	34,727
その他の包括利益合計	11,281	34,727
四半期包括利益	151,729	140,347
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	151,729	140,347
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	319,981	214,553
減価償却費	22,337	38,813
株式報酬費用	-	30,268
のれん償却額	54,994	54,994
貸倒引当金の増減額(は減少)	654	848
賞与引当金の増減額(は減少)	2,169	312
役員賞与引当金の増減額(は減少)	15,129	10,519
退職給付引当金の増減額(は減少)	3,342	10,314
受取利息及び受取配当金	379	636
支払利息	2,042	2,153
投資有価証券評価損益(は益)	2,190	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	7,409
投資事業組合運用損益(は益)	1,504	143
有形固定資産売却損益(は益)	-	1,789
新株予約権戻入益	-	1,667
固定資産除却損	25	136
災害損失	5,000	-
売上債権の増減額(は増加)	38,661	84,019
仕入債務の増減額(は減少)	31,693	131,363
営業立替金の増減額(は増加)	214,203	170,512
たな卸資産の増減額(は増加)	6,601	9,198
前受金の増減額(は減少)	11,614	86,752
営業預り金の増減額(は減少)	179,648	107,919
その他	33,942	58,123
小計	454,673	189,365
利息及び配当金の受取額	350	5,519
利息の支払額	2,112	2,259
災害損失の支払額	5,000	-
法人税等の支払額	162,526	140,080
営業活動によるキャッシュ・フロー	285,385	52,545
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	5,589	41,062
有形固定資産の売却による収入	-	10,017
無形固定資産の取得による支出	50,808	45,237
投資有価証券の取得による支出	118	150
投資有価証券の売却による収入	-	551
その他	400	2,138
投資活動によるキャッシュ・フロー	56,917	73,742
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	142,000	302,000
株式の発行による収入	-	46
自己株式の取得による支出	148,200	251,662
配当金の支払額	66,594	75,100
財務活動によるキャッシュ・フロー	72,794	24,716
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	155,673	45,914
現金及び現金同等物の期首残高	1,415,322	1,763,411
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,570,996	1,717,497

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

(減価償却方法の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い第1四半期連結会計期間より、平成24年7月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な科目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)
役員報酬	54,787千円	53,422千円
給料手当	79,494	80,789
賞与引当金繰入額	3,308	2,838
役員賞与引当金繰入額	13,724	14,476
株式報酬費用	-	25,686
のれん償却額	54,994	54,994

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)
現金及び預金勘定	1,595,241千円	1,741,750千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	24,244	24,252
現金及び現金同等物	1,570,996	1,717,497

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年7月1日至平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年9月28日 定時株主総会	普通株式	67,096	27	平成23年6月30日	平成23年9月29日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成24年7月1日至平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年9月27日 定時株主総会	普通株式	75,650	17	平成24年6月30日	平成24年9月28日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成24年9月11日付開催の取締役会決議に基づき、平成24年9月12日に当社普通株式695,200株を取得いたしました。この結果、当第2四半期連結会計期間末において自己株式が251,662千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年7月1日至平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント		合計 (千円)	調整額 (千円) (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (千円) (注)2
	社宅管理事 務代行業業 (千円)	施設総合管 理事業 (千円)			
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	1,433,233	1,558,537	2,991,770	-	2,991,770
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	210	2,184	2,395	(2,395)	-
計	1,433,444	1,560,721	2,994,165	(2,395)	2,991,770
セグメント利益	297,487	29,659	327,147	1,048	328,195

(注)1. セグメント利益の「調整額」は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年7月1日至平成24年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント		合計 (千円)	調整額 (千円) (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (千円) (注)2
	社宅管理事 務代行業業 (千円)	施設総合管 理事業 (千円)			
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	1,423,679	1,582,532	3,006,212	-	3,006,212
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	210	2,179	2,390	(2,390)	-
計	1,423,890	1,584,712	3,008,603	(2,390)	3,006,212
セグメント利益	176,186	27,864	204,051	386	204,437

(注)1. セグメント利益の「調整額」は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	33円98銭	26円36銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	163,010	105,619
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	163,010	105,619
普通株式の期中平均株式数(株)	4,796,800	4,005,577
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	24円75銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	260,780
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		前連結会計年度末において希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、平成17年9月28日定時株主総会において決議された新株予約権147,000個(普通株式147,000株)の内、141,600個(普通株式141,600株)及び平成23年9月28日定時株主総会において決議された新株予約権394個(普通株式78,800株)を当第2四半期累計期間において消却しております。

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月13日

日本社宅サービス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若尾 慎一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土肥 真 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本社宅サービス株式会社の平成24年7月1日から平成25年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年7月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本社宅サービス株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。